

第四次川越市総合計画 後期基本計画（原案）

第 8 章 住民自治・行財政運営

第8章 住民自治・行財政運営

施策	No.47	住民自治の推進
	目的	住みよいまちづくりに向け、市民自らが関わるしくみづくりを進めること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・本市では、意見公募手続*、各種審議会等の委員公募、市民意見箱の設置、タウンミーティングの開催に加え、「市民意識調査」や「市民満足度調査」を通じて、さまざまな市民意見聴取の実施等、市政への市民参加を進めています。
- 2・地域会議*を通じて、市と地域とが定期的な意見交換を行うことにより、住みよい地域づくりに向けた情報共有を図っています。
- 3・川越市協働事業推進制度を通じて、毎年多くの市民活動団体により、さまざまな事業が行われています。
- 4・地方分権の取組については、提案募集方式を活用した国への提案のほか、「埼玉県権限移譲方針」に基づく事務移譲の検討および県との意見交換を行っています。
- 5・広報紙やホームページに加え、Twitter や Facebook といった SNS*を活用するなど、様々な媒体で市政情報を発信しています。

課題

- 1・市民意見を広く市政へと反映するため、市民参加に向けた継続的な取組が必要です。
- 2・住みよい地域づくりに向け、地域課題の解決に市民自らが関わるしくみが必要です。
- 3・地域と関連した取組の見直しを行うなど、地域の負担軽減の取組が必要です。
- 4・多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの向上の視点から、必要となる権限の移譲や財源の確保に向けて、地方分権の取組を進める必要があります。
- 5・市政情報を効果的に発信する広報機能と市民意見を聴取する広聴機能の充実が必要です。

*意見公募手続：行政機関が規制条例等の制定改廃や計画の策定等を行う場合に、原案等を公表して事前に住民等から意見や情報提供を求める手続のこと。パブリック・コメント手続ともいう。

*地域会議：地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域が抱えるさまざまな課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもので、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。

*SNS：Social Networking Service の略。人と人とのつながりや交流を楽しむ、インターネットを介した会員制サービスの総称。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 市民参加のしくみづくり（政策企画課）

- ①意見公募手続や各種審議会等の委員公募等について充実を図るとともに、ワークショップ*等の手法を取り入れ、市政への市民参加を推進します。
- ②市民参加により得られた市民のニーズを施策に反映するしくみの充実を図ります。

2 地域内分権の推進（政策企画課、地域づくり推進課）

- ①地域に関わる各種施策の在り方を見直すとともに、地域予算制度を設けるなど、地域内分権*を推進します。
- ②地域会議の運営や活動に係る支援を行います。また、地域会議の運営体制に応じた各種施策の展開を図ります。
- ③市民センター等の地域に根ざした施設を中心に、地域の実情に応じた支援を充実させ、住みよい地域づくりを推進します。
- ④地域づくりを推進する拠点施設の整備・運営に努めます。

3 多様な主体との協働・ネットワークの充実（地域づくり推進課）

- ①市民、民間団体、事業者との協働を推進します。
- ②多様な主体間の連携が進むよう、コーディネートに努めるとともに、ネットワークの充実を図ります。

4 地方分権の推進（政策企画課）

- ①本市の実情に応じた施策を可能にするために必要な権限の移譲、規制の緩和および財源の確保に向けた取組を推進します。
- ②国や県の方分権制度を十分に活用できるしくみの構築と職員の意識醸成に努めます。

5 市政情報の発信（広報室、総務課）

- ①市政に関する情報や、市民が必要とする情報を、分かりやすく効果的に発信するため、広報紙およびホームページの充実と迅速な情報提供に努め、SNS等の媒体を情報発信に活用します。
- ②情報の公開を充実し、公正で開かれた市政を推進します。

6 広聴制度の充実（広聴課）

- ①市民意見箱の設置やタウンミーティングの開催等の方法による広聴機能の充実に努めます。
- ②オンブズマン制度を充実し、公正で信頼される市政を推進します。

*ワークショップ：講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。

*地域内分権：行政が住民に予算や権限を移譲し、地域の課題を住民自らが考え判断し解決に向けて取り組むこと。

施策	No.48	行政経営マネジメントの推進
	目的	市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、将来にわたり持続可能な行政経営を行うこと。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・一般会計における本市の歳入の状況は、市税等の自主財源の割合が全体の60%台で推移しています。
- 2・一般会計における本市の歳出の状況は、扶助費、公債費の増大等により、義務的経費の割合が5割以上で推移しているとともに、経常収支比率も平成28(2016)年度以降、95%を超えており、財政構造の硬直化が進んでいます。
- 3・厳しい財政状況下において、公共サービスの質と量を維持するため、本市では平成29(2017)年3月に「川越市PPP*（公民連携）に関する基本方針」を策定し、積極的に公民連携を推進することとしています。
- 4・平成29(2017)年度より、新たな事務事業評価制度を実施し、評価対象事業の拡大や外部評価の実施時期の変更など、評価スケジュールの見直しをすることで、効果的な予算反映に努めています。
- 5・令和2(2020)年4月に地方自治法の一部が改正され、都道府県および指定都市では内部統制*体制の整備等が義務付けられ、その他の市町村においても同様の取組が求められています。

課題

- 1・将来にわたって持続可能な行政運営を行うためには、費用対効果や事業成果に基づき、人材や財源等の最適配分を図るとともに、事業の選択と集中が必要です。
- 2・財政の硬直化が進む中、社会経済状況の変化に対応した各種施策を展開していくためには、新たな財源の確保とともに、徹底した経常経費の縮減が必要です。
- 3・社会的課題に対して、コミュニティビジネス*の手法で解決を図る団体の登場やシェアリングエコノミー*が広がりを見せる中、行政と民間等との適切な役割分担のもとで公共サービスを提供していく必要があります。
- 4・質の高い市民サービスを提供するために、職員の能力や意識の向上が必要です。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 成果を重視したマネジメントサイクルの推進（政策企画課、行政改革推進課）

- ①計画、予算、評価の連携を図るPDCAサイクル*を推進し、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、事業の立案、改善、廃止を図ります。
- ②施策評価を実施し、施策の達成状況等を検証することで、財源、人材等、経営資源の最適な配分を図ります。
- ③事務事業評価を実施し、事業の有効性や効率性等を検証します。
- ④経営戦略的な視点に立って重点事業を選定し、確実に施策を推進します。

*PPP：Public Private Partnership の略。公と民がパートナーを組んで事業を行うこと。PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

*内部統制：事務処理上のリスクを把握し、対応策を講じること。

*コミュニティビジネス：地域が抱える課題をビジネスの手法（事業収入を得て経費を賄い、継続的に事業を展開する）を用いて解決する取組のこと。

*シェアリングエコノミー：インターネットを介して、個人のスキルや遊休資産等を共有・交換して利用する社会的なしくみ。

*PDCAサイクル：計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結び付け、継続的に改善していく手法のこと。 4

2 計画的な財政運営と財源の確保（財政課）

- ①「川越市中期財政計画」に基づき、健全で持続可能な行財政運営に努めます。
- ②公会計財務書類の活用により、市民に分かりやすい財務情報の公開を行うとともに、財政運営の効率化と適正化を図ります。
- ③補助金等の見直しを進め、社会状況の変化に応じた効果的な交付に努めます。
- ④市税の適正かつ公正な課税を行うとともに、市税をはじめとした徴収対策を推進し、収入率の向上に努めます。
- ⑤市をあげて、各種産業の育成・支援、観光産業の活性化、企業の誘致等を推進し、安定的な税収入の確保に努めます。
- ⑥使用料等を定期的に検証して必要な見直しを行い、公平な負担と必要な財源の確保に努めます。
- ⑦公有財産の利活用や広告収入の拡大等に取り組むことにより、新たな財源の確保に努めます。

3 行政改革の推進（政策企画課、行政改革推進課）

- ①公共サービスに民間のアイデアや資金、技術等を取り入れることで、事業効率の向上等に努めます。
- ②事務の外部委託化をはじめ、指定管理者制度の導入等により、民間の経営ノウハウを効果的に活用し、市民サービスのさらなる向上とコストの削減に努めます。
- ③中長期的な視点による定員管理を推進し、より効果的な人員配置に努めます。

4 人材の育成・活用（職員課）

- ①「川越市人財育成基本方針*」に基づき、職員の能力開発、人事管理に関する取組のさらなる充実を図り、人材育成と組織活性化に努めます。

5 行政サービスの向上（政策企画課、行政改革推進課）

- ①社会状況や市民ニーズの変化を踏まえ、窓口機能の整理・充実を図ることで市民の利便性の向上に努めます。
- ②業務の有効性および効率性を高めるため、内部統制の整備・運用を推進し、行政運営の透明性の向上かつ適正な事務執行の確保に努めます。

*川越市人財育成基本方針：川越市職員の能力開発に当たり、中長期的な視点に立って組織的・計画的に行うために定めた基本方針。職員は川越市という組織にとって最も重要な財産であるとの考えから、敢えて「人財」の表記としている。

施策	No.49	社会資本マネジメントの推進
	目的	まちづくりの在り方と需要を踏まえ、効率的な社会資本の整備・更新、保全・長寿命化、適正配置を行うこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・本市では、昭和40年代後半からの急激な人口増加に対応するため、学校や市民センター等の公共施設や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設といった社会資本の多くをこの時期に整備してきましたが、その多くがしゅん工後40年経過し、今後更新需要がより一層高まると考えられます。
- 2・平成28(2016)年6月に、本市が所有し、管理する全ての社会資本に対し、総合的かつ長期的な視点を持って、整備・更新、保全・長寿命化、適正配置等を計画的に行うことを目的とした「川越市公共施設等総合管理計画」を策定し、継続的な市民サービスの提供と財政負担の軽減や平準化の検討を進めています。
- 3・平成28(2016)年12月に「公共施設マネジメント基金」を設置し、公共施設の計画的な保全および更新に必要な経費の財源に充てるため積み立てを行っています。
- 4・「川越市公共施設等総合管理計画」で示した基本方針や施設類型別のマネジメント方針を踏まえ、令和2(2020)年〇月に、施設ごとの具体的な取組を示した「川越市個別施設計画」を策定しました。今後、当計画に基づいて、公共施設の適正管理を進めます。
- 5・本庁舎は、平成27(2015)年度に耐震化を完了していますが、空調設備等の老朽化や業務量の増加等による狭あい化が進んでいます。

課 題

- 1・一斉に更新時期を迎える社会資本について、マネジメントの視点を持って、総合的かつ計画的に整備・更新、保全・長寿命化、適正配置を行う必要があります。さらに、社会資本マネジメントの取組に当たっては、人口減少・少子高齢化による人口構造の変化等を前提としたまちづくりにも配慮する必要があります。
- 2・老朽化および狭あい化している本庁舎は、庁舎の使用状況等を考慮し、空調設備等の改修を行う必要があります。
- 3・社会資本の管理や現況把握だけではなく、資産価値や維持管理コストを含めた情報を一元的に整理し、「見える化」するとともに、社会資本マネジメントを全庁的に行うためのしくみを構築する必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 効率的な社会資本整備の推進（政策企画課、社会資本マネジメント課、管財課）

- ①本市が所有し、管理する社会資本について、「川越市公共施設等総合管理計画」を推進するとともに、この計画に基づく「川越市個別施設計画」で整理した施設ごとの具体的な取組を推進します。
- ②老朽化している本庁舎について、計画的に空調設備等の改修を進めます。また、将来の建替えに向けて基金の積立てを行います。

2 公共施設の適正配置（政策企画課、社会資本マネジメント課）

- ①公共施設が持つ機能の複合化や集約化を進めて資産の有効活用を図り、施設の統廃合を行うことで、現在の施設総量の縮減を目指すとともにその適正配置に努めます。
●関連[No.18 協働による計画的なまちづくりの推進]
- ②人口減少や人口構造の変化等の社会情勢を考慮し、できる限り公共施設の整備を伴わないサービスの提供に切り替え、持続可能なまちづくりを推進します。

3 情報の一元化と利活用（社会資本マネジメント課）

- ①固定資産台帳に基づくデータ等の活用を進めて「施設カルテ*」を整備し、効率的で効果的な社会資本マネジメントを推進します。

*施設カルテ：公共施設について、建築年度や構造などの施設諸元や、利用状況、運営コストなどを整理しまとめたもの。

施策	No.50	情報化施策の推進
	目的	ICT を活用し、市民の利便性の向上や効率的な行財政運営を行うこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・国は IoT*、ロボット、人工知能 (AI*)、ビッグデータ*といった先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society 5.0 の実現を目指すとしています。地方自治体においても生産年齢人口の減少が進む中で行政サービスを継続していくために、システムや AI を活用したスマート自治体への転換が求められています。
- 2・平成 28 (2016) 年に施行された「官民データ活用推進基本法」により、地方公共団体は官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされました。
- 3・Wi-Fi*等のインターネット環境の整備やスマートフォンやタブレット端末等の普及等に伴い、インターネットを使ったさまざまなサービスが展開されています。
- 4・社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) が平成 27 (2015) 年に開始され、税、社会保障、災害分野でマイナンバーの利用が始まりました。マイナンバーが利用できる行政手続は順次追加され、今後は金融機関や医療機関等の民間においてもマイナンバーの利用が進められます。

課 題

- 1・行政手続のオンライン化やオンライン決済等の ICT*を利活用することで、市民生活の利便性の向上を図ることが必要です。
- 2・国のオープンデータ*戦略を踏まえた施策を進めるとともに、ビッグデータ等の各種データを活用し、行政課題に取り組むことが必要です。
- 3・ICT 技術を用いて行政サービスの効率化を図るとともに、情報システムに係る経費を削減していく必要があります。
- 4・サイバー攻撃や不正アクセス等から、本市が保有する個人情報等を防御するための対策の強化が必要です。

*IoT: Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、あらゆるモノがインターネットに接続し情報のやりとりをする技術。

*AI: Artificial Intelligence の略。人間が知的と感じる情報処理・技術の総称。

*ビッグデータ: インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上等に伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。

*Wi-Fi: Wireless Fidelity の略。無線でネットワークに接続する技術のこと。

*ICT: Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

*オープンデータ: 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

1 ICT 利活用による利便性の向上（政策企画課、情報統計課、市民課）

- ①さまざまな手続について、インターネットを利用したオンライン化を推進します。
また、コンビニエンスストア等における証明書の交付を推進します。
- ②国のオープンデータ戦略等を踏まえ、市が保有する情報の中からニーズが高い情報を抽出し、積極的にオープンデータ化を推進します。
- ③マイナンバー制度の円滑な利活用に取り組み、更なる市民サービスの向上や事務の効率化を図ります。
- ④スマート自治体の実現に向けて、ICT を利活用し、効果的かつ効率的な事務を推進します。

2 政策決定の効率化（政策企画課）

- ①ビッグデータ等の各種データの収集、分析、活用を通じ、さまざまな課題の解決や利便性の向上を図ります。

3 情報通信基盤の適正化（情報統計課）

- ①情報通信基盤の整備や再構築、情報システムやネットワークの効率化を推進するとともに、情報機器等の導入、保守、運用等にかかる経費の縮減を図ります。
- ②情報セキュリティ対策を着実に実施していくことで、本市が保有する情報資産を守ります。

施 策	No.51	広域的な連携の推進
	目的	他の地方自治体と連携し、効率的かつ効果的に行政施策を行うこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・川島町と川越地区消防組合を設置し、消防や救急の事務の共同処理を行っているほか、ふじみ野市に教育分野の事務を委託するなど、「地方自治法」の制度を活用し、市域を越えた連携や協力の取組を行っています。
- 2・多くの地方自治体と災害時における相互応援協定を締結しているほか、さまざまな分野で協議会等を設置し、市民サービスの向上に努めています。
- 3・川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町の6市町で構成する埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（レインボー協議会）*で、広域行政における課題の研究や構成市町住民の交流事業等を実施しています。
- 4・中核市*市長会や業務核都市*首長会議において、関係自治体と連携し、国等の関係機関に対して施策の提言や要請等を実施しています。

課 題

- 1・広域的な連携により、地域資源の強みと弱みを相互に補完することなど、近隣、遠隔地を問わず、効果的な自治体間連携を検討する必要があります。
- 2・県南西部地域の中核都市として、レインボー協議会の構成市町をはじめ、周辺自治体と互いの行政区域を越える共通課題の解決に取り組む必要があります。
- 3・多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの向上の視点から、市域を越えた広域的な連携の取組について、検討を進める必要があります。

*埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（レインボー協議会）：通勤・通学や商圏等が一体的な日常生活圏を形成している地域であることを踏まえ、相互に連携を図り、幅広い交流を通じて魅力ある地域づくりを進めている任意の協議会。

*中核市：人口20万人以上を要件として、「地方自治法」に基づき指定される地域の中核的都市機能を備えた都市のこと。指定を受けると、保健衛生や都市計画等の政令指定都市に準じた権限が都道府県から移譲される。

*業務核都市：東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、レクリエーション等の都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体としてさまざまな機能を適正配置するために整備される都市。

1 関係自治体との連携の推進（政策企画課）

- ①近隣や遠隔地の地方自治体との交流を進め、さまざまな分野での相互連携を図り、効率的かつ効果的な広域連携を推進します。
- ②国や県等の動向を注視しながら、新たな広域的な連携について調査や研究を進めます。
- ③国等の政策や事業に関して積極的に情報を収集し、広域的な課題の解決を図ります。

2 レインボー協議会の各種事業の推進（政策企画課）

- ①「埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）」に基づき、公共施設の相互利用等の広域的に対応することが望ましい事業のさらなる充実を図るとともに、協議会事業の見直しを含めた検討を行い、行政に求められる最適な事業を推進します。
- ②協議会をリードする中心的な役割を果たし、協議会構成市町の相互発展を目指します。
- ③多様な媒体を活用し、協議会の活動に関する情報を発信します。

3 中核市および業務核都市間の連携（政策企画課）

- ①他の中核市および業務核都市との情報共有や研究を本市市政に生かすとともに、国や県の動きに適切に対応した効果的な提言や要請に努めます。

施策	No.52	時勢に応じた施策の推進
	目的	国内外から注目を集める好機を積極的に生かし、本市の魅力発信を通じてまちへの愛着を喚起すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・令和4（2022）年には、市制施行100周年の大きな節目を迎えます。
- 2・市制施行100周年に向けて、市内各種団体等との連携協力のもとで準備を進めています。
- 3・令和3（2021）年に東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、本市でオリンピックのゴルフ競技が行われます。

課題

- 1・市制施行100周年を契機に、本市の多彩な魅力・地域資源を掘り起こし、再認識することで、次の100年へとつながる取組を行うことが必要です。
- 2・将来にわたり持続可能なまちであるため、定住人口の獲得や交流人口・立地企業の増加に向けた、戦略的かつ効果的なシティセールスを行うことが必要です。
- 3・東京オリンピックのゴルフ競技開催に伴い、国内外から注目を浴びることや市制施行100周年という地域の愛着を喚起する節目を生かし、積極的に情報発信を行うことが必要です。
- 4・時勢を生かした情報発信を効果的に行うためには、行政による活動だけではなく、市民、各種団体、企業や大学等の多様な主体と連携し、統一性のあるイメージを共有して発信する必要があります。
- 5・本市の魅力の発信とシビックプライド*の醸成のためには、それぞれに明確なターゲットを設定し、最適な方法および効果的な媒体を使用することが必要です。
- 6・本市の認知度やイメージを向上させることで、市民がまちへの愛着度を高める相乗効果を生み出すことが必要です。
- 7・東京オリンピックのゴルフ競技が円滑に行われるよう、競技が開催される都市としての責務を果たす必要があります。
- 8・オリンピックレガシーとして、開催による好影響を、観光、国際交流、スポーツ、文化芸術、教育など、あらゆる分野へ波及させる必要があります。

*シビックプライド：civic（都市の/市民の）とpride（誇り）を合わせた「都市に対する市民の誇り」を意味する言葉。

1 市制施行 100 周年に向けた取組（政策企画課）

- ①市制施行 100 周年に向けて、各種団体からなる市制施行 100 周年会議における検討等を踏まえて記念事業を推進します。
- ②市制施行 100 周年を市民と共に祝い、記念事業を通じて地域の活性化を推進します。
- ③市制施行 100 周年を通じて、本市の魅力をも再認識して、PR等に効果的な取組を行います。

2 シティセールスの推進（広報室）

- ①明確なターゲットを設定し、多様な媒体を用いてターゲットごとに最適な方法で継続的かつ効果的に情報発信を行います。また、分散した情報については、集約し一体的に発信します。
- ②本市が有する歴史的・文化的遺産、優れた地域特性、産品等の地域資源を発掘するとともに、それらを組み合わせることによる新たな魅力を創出します。
- ③各種イベント等の事業の実施に当たり、市民をはじめとした各主体と連携を図ります。

3 シビックプライドの醸成（広報室）

- ①本市の隠れた魅力の発掘や新たな魅力の創出およびそれらの効果的な情報発信により「住みたい、住み続けたいまち」となることを実現し、人々の活気があふれることで、地域の活力の維持・向上を図ります。
- ②本市の更なる魅力や価値を効果的に発信できるよう、伝えるべき対象を明確に設定するとともに、市と市民をはじめとするさまざまな主体との情報の共有化を通して、統一性のあるイメージの共有を図ります。

4 東京 2020 オリンピックに向けた取組（オリンピック大会室）

- ①会場への輸送やボランティア活動等について、大会組織委員会や県などの関係機関と連携しながら準備を進め、オリンピックのゴルフ競技の円滑な運営を図ります。
- ②市内の関係団体や市民等の協力を得ながら、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした地域の活性化に、全市をあげて取り組みます。